

2021年6月16日

当行にお借入れ取引のあるお客さま 各位

株式会社あおぞら銀行

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る  
月次支援金受給のための事前確認の受付について

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」といいます）に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、2021年の対象措置が実施された月の月間売上が2020年又は2019年の同月と比較して50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、中小企業庁より対象措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」といいます）が給付されます。

月次支援金の受給申請をされる方は、月次支援金が誤って受給されることを防ぐため、中小企業庁に登録した機関（以下「登録確認機関」といいます）により、①事業を実施されているか、②月次支援金の給付対象等を正しく理解されているか、等の事前確認を受けることが必要です。

当行は、お借入取引をいただいているお客さまからのご要請にお応えするため、月次支援金の登録確認機関としての登録を受けています。

当行とお借入取引があり当行での事前確認をご要望のお客さまは、下記窓口までご相談下さい。

なお、当行での事前確認は無償です。

お問い合わせ先
お取引店の営業担当者 営業担当者をご不明の場合：お客さまサービス室 03-6752-1135 受付時間 9：00～17:00（土日・祝日を除く）

（ご参考）月次支援金の概要

給付対象者	下記の①または②の条件に該当する中小法人等・個人事業者等で、対象措置が実施された月(対象月)の月間売上が、措置の影響を受けて2020年又は2019年の同月比で50%以上減少した事業者 ① 対象措置が実施される地域で要請を受けて休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引がある ② 対象措置が実施される地域での不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けている
給付額	2020年又は2019年の対象月と同じ月の月間売上－2021年の対象月の売上 ただし、中小法人等：20万円/月、個人事業者等：10万円/月 が上限
申請期間	4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日 6月分：2021年7月1日～8月31日

※詳細は下記のHPをご参照下さい。

<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/15528/>